

第八十一回
帝國議會
貴族院

日本證券取引所法案特別委員會會議事速記録第五號

昭和十八年二月二十五日(木曜日)午後一時九分開會

○委員長(男爵深尾隆太郎君) ソレデハ開會ヲ致シマス、昨日ニ引續キマシテ質疑ヲ願ヒマス

○瀧川儀作君 私昨日質問ノ保留ヲ致シテ置キマシタノデアリマスガ、此ノ質問ハ只今ハ第三者ノ地位ニアリマスル、所謂有價證券取引受取ノ方面ノ方ノ御希望デアリマスノデ、丁度此處ニ幸ヒ詳細ヲ書イタ書類ガゴザイマスカラ、之ヲ當局ニ參考ニ差上ゲマシテ、其ノ方ノ質問ハ省略スルコトニ致シマス、尙私ノ御質問申上ゲマシタコトニ對シマシテ、満足ナル御答辯ヲ得ナカッタコトハ甚ダ遺憾デゴザイマスガ、戰時立法トシテ萬已ムラ得ザルコトト諒承致シマシタノデアリマス、サリナガラ當業者ノ多數ハ衆議院ノ質問應答ヲ見マシテ、非常ニ心配ナサレタコトモ事實デアリマス、併シナガラ當局ニ固キ御決意ノアルコトヲ承知致シマシテ、時局ニ鑑ミマシテ御遠慮ヲ申上ゲ、自重ヲシテ居ラレル狀態ヲ、私ハ第三者ノ地位カラ見マシタ結果、自然私ノ質問ガ率直ニ、又露骨ニ、特ニ又時間ヲ省略致シタイト存ジマシテ結論的ノコトヲ申上ゲマシタ爲ニ、言々句々或ハ其ノ用語ニ於キマシテモ、萬事禮ニ嫺ハザリシコト多カリシニ非ザルナキヤ恐縮致シテ居リマス、何卒其ノ邊ハ特ニ御容赦ヲ御願ヒ申上ゲマシテ、ドウカ本案通過後廢業ノ運命ニアル地方九大都市ニ於ケル取引所並ニ取引員及ビ

從業員ノ失業者ニ對シ格別ノ御同情ヲ賜リマシテ、事情ノ許ス限り御斟酌下サラムコトヲ御願ヒ申上ゲマシテ、同時ニ茲ニ改メテ戰時立法ノ御精神ニ對シ誠意ト御賛成ノ意ヲ表シマシテ、私ノ質問ヲ打チ切りタイト存ジマス

○委員長(男爵深尾隆太郎君) 大藏大臣ニ懇談的ニ御話ヲ申上ゲタイト云フ御希望ガアルヤウデゴザイマスカラ、左様取計ヒマス、速記ヲ止メテ

午後一時十七分速記中止

午後二時四分速記開始

○委員長(男爵深尾隆太郎君) ソレデハ速記ヲ始メテ……初メニ戻リマシテ日本證券取引所法案ニ付テ御質疑ハ終ツタモノト認メマシテ御異存ゴザイマセヌカ
(異議ナシト呼フ者アリ)

○委員長(男爵深尾隆太郎君) ソレデハ次ニ第二ノ市街地信用組合法案、之ニ付キマシテ御質疑ヲ願ヒタイト思ヒマス

○子爵秋元春朝君 私ハ小サナ問題デアリマスガ二三伺ヒタイト思ヒマス、無論何處カニ明記シテアルト思ヒマスガ、或ハ勉強シテ居リマセヌカラ失禮スルカモ知レマセヌ、現在地方ニ市街地信用組合ト云フモノガアリマスシ、其ノ下ニ準市街地信用組合ト云フモノガアルサウデアリマスガ、此ノ準市街地信用組合ト云フコトニナル譯デアリマス、ソレデソレニ付キマシテハ此ノ附則ノ第六十二條ニ規定ガゴザイマスガ、此處ニ書イテアリマスル本法施行ノ際現ニ存スル產業組合法第一條第四項ノ規定ニ依リ手

形ノ割引又ハ貯金ノ取扱ヲ爲ス產業組合、是ガ詰リ市街地信用組合ニナルノデアリマス、是ハ此ノ法律ヲ施行致シマスルト其ノ施行ノ日ニ直チニ法律ニ依ル市街地信用組合ニナル譯デアリマス、之ニ對シマシテ準市街地信用組合ト云フモノガ一方ニアル譯デアリマス、此ノ準市街地信用組合ト云ヒマスノハ、從來カラサウ云フ名稱ガ普通用ヒラレテ居ル譯デアリマスガ、ハッキリシタ定義ト申シマスモノガ明確ニ其ノ範圍ト云フモノハ決ッテ居リマセヌノデアリマス、極ク大體ノ觀念ト致シマシテハ、市制施行地トカ指定市街地或ハ現在指定ニナッテ居リマセヌデモ、指定市街地ト同ジ程度或ハツレ以上ノ市街地ノ地域ニアリマス、サウ云フ地域ニアル信用組合デアリマシテ、大體實質ガ所謂市街地信用組合ト同程度デアルト考ヘラレルヤウナモノヲ含メテ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレデ準市街地信用組合ノ中ニハ、サウ云フ譯デアリマスルカラ、大體此ノ市制施行地域ハ指定市街地或ハソレト同ジ程度ノ市街地ニ於ケル信用組合ガ含マレテ居ル、斯ウ考ヘテ宜シイト思フノデアリマスガ、尙是ハ實際問題ト致シマシテハ、信用販賣購買利用組合ト云フヤウナ色々ナ事業ヲヤッテ居ルヤウナ形ニナッテ居リマスケレドモ、實質ハ信用事業ガ大部分デアッテ外ノ利用トカ購買トカト云フモノハヤッテ居ナイト云フヤウナ組合モ中ニハアリマシテ、サウ云フモノモ含マレル、是ハ要スルニ法律的ノ名稱デハナク、實質的

ニ考ヘタ名稱デアリマシテ、斯ウ云フモノヲ含メテ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレデハ信用組合ガ此ノ今度ノ法律ノ改正ニ依リマシテドウナルカト云フ問題デアリマスガ、ソレニ付キマシテハ此ノ第六十三條、此ノ方デ處理致ス考デゴザイマス、此ノ準市街地信用組合ハ今申シマシタヤウニ非常ニ其ノ概念ガ明確デナイト具體的ニ個々ノ組合ヲ捉ヘマシテ、是ハ市街地信用組合トシテ、市街地信用組合ニ依テ規律スベキカ、或ハ市街地ニアリマシテモ、實體ハ農村ト言ヒマスカ、農業ヲ主トシテ居ル區域ヲ其ノ地盤トシマシテ、寧ロ農業團體ニ付ケタ方ガ適當デハナイカ、斯ウ云フヤウニ實質的ニ見ラレマスモノモアル譯デアリマス、市街地ニアル信用組合ニ付キマシテハ、個々ノ組合ニ付テ、其ノ實體ヲ能ク檢討致シマシテ、今度ノ市街地信用組合法ヲ適用スルコトガ適法ダト認メラレルモノニ付キマシテ、一々其ノ組合デ總會ノ決議ニ依リマシテ、市街地信用組合トナルゴトヲ定メマシテ、主務大臣ノ認可ヲ受ケテ始メテ新シク法律ノ適用ヲ受ケルコトニナリマス、斯ウ云フ風ニヤツタ譯デアリマシテ、只今解散トカト云フヤウナ話ガゴザイマシタガ、サウ云フ組合ニ付キマシテハ、別ニ解散トカト云フヤウナ手續ハナク、矢張り認可ヲ受ケルコトニ依リマシテ、新シイ市街地信用組合ノ適用ヲ受ケル組合トナル、斯ウ云フコトニナル譯デアリマス、ソレカラ其ノ次ニ御尋デアリマシタ法人ノ加入ノ問題デアリマスガ、之ニ付キマシテハ、從來ノ産業組合法ハ共同組織ニ依ル團體デアル、斯ウ云フヤウナ建前カラ出來テ居リマスカラ一般

タノデアリマシテ、唯特ニ命令デ認メラレタ場合ニ限リマシテ、法人ノ加入ヲ認メル、ソレデ具體的ニドウ云フモノガ認メラレテ居タカト言ヒマス、其ノ産業組合ノ地區内ニアリマス、尙更ニ小サナ産業組合或ハ漁業組合、或ハ負債整理組合ソレカラ農事實行組合トカ、サウ言フモノガ認メラレテ居タノデアリマス、ソレカラ尙此ノ先程申上デマシタ市街地信用組合ニ付キマシテハ其ノ地區内ニアル商業組合、工業組合或ハ商業小組合、工業小組合、斯ウ云フモノガゴザイマスガ、サウ云フモノデ市街地信用組合ニ加入サセテモ宜イ程度ノ小規模ノモノハ加入ヲ認メテ居タ譯デアリマス、ソレデ今回ノ法律ニ於キマシテモ、大體同ジヤウナ建前ヲ取リマシテ、第二十四條デアリマスガ、第二十四條ノ第一項ニ一般ノ組合員ノ加入ノ原則ヲ掲ゲテアリマスガ、第二項ニ於キマシテ「法人ハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外市街地信用組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得ズ」、斯ウ云フ風ニ掲ゲテアルノデアリマス、之ニ依リマシテ從來認メラレテ居リマシテ、實際上加入シテ居ル、斯ウ云フモノハ大體同ジヤウニ認メテ行クコトトナルト思ヒマス、其ノ他ハモウ一ツ新シイ問題デアリマスガ、有限會社トカ其ノ他小サナ會社組織ノモノヲ認メルカ、斯ウ云フ問題ガモウ一ツアル譯デゴザイマスガ、之ニ付キマシテハ、從來ハ斯樣ナ營利法人、形式的ニ營利法人デアルモノニ付キマシテハ加入ヲ認メテ居ラナカッタノデアリマスガ、最近ノ情勢ヲ見マスルト、中小商工業者ノ中ニハ色々統制ノ關係モアリマシテ、法人化スルモノガ相當多イ、而モ其ノ實質ニ於キマシテハ、殆ど中小商工業者、

個人ト殆ど變ラナイ、斯ウ云フモノガアル譯デアリマスカラ、矢張り市街地信用組合ハ中小商工業者トカ、サウ云フモノヲ對象トスルモノデアリマスカラ、サウ云フモノモ實質的ニ個人ト同様ト扱ッテ差支ナイモノナラバ、矢張り加入ヲ認メルヤウニ考ヘテ見テモ宜シイノデハナイカ、斯ウ云フヤウナ氣持ヲ持ッテ居リマシテ、サウ云フヤウナ考ノ下ニ、具體的ニドウノ程度迄、ドウ云フヤウナ方法デ加入サセテ行クカト云フコトヲ研究シテ行キタイト思ッテ居リマス、唯市街地信用組合ハ元々先程申シマシタヤウニ地區内ノ中小業者ノ共同組織ト云フ根本問題デアリマスカラ、餘リ法人ノ金ガ非常ニ多イト云フコトハ組合ノ根本精神ト云フモノニ少シソグハナイ所ガ出來ルノデハナイカト云フ氣ガ致シマスノデ、其ノ邊ノ所ハ十分注意シテ、本來ノ性質ニ支障ヲ生ジナイ、サウ云フ範圍ニ於テ致シテ行キタイト云フ風ニ考ヘテ居ル譯デアリマス、ソレカラ第三ニ御尋ネニナリマシタ市街地信用組合ノ中央金庫ニ關スル問題デアリマス、此ノ市街地信用組合ガ從來産業組合中央金庫ヲ中央ノ金融機關トシテ居リマシタコトハ御承知ノ通りデアリマスガ、此ノ産業組合中央金庫ハ今回ハ農業團體法ノ施行ニ伴ヒマシテ、農林中央金庫、斯ウ云フ風ニ變ル譯デアリマス、ソレデ此ノ市街地信用組合ハ商工業者トカ、都市ニ於ケル勤勞生活者、斯ウ云フモノヲ組合員トスルモノデアリマスカラ、ソレガ農林中央金庫ニ加入スルト云フコトハ多少ソグハナイヤウナ感じモアルノデアリマシテ、尙又市街地信用組合ト致シマシテモ、斯ウ云フヤウナ單獨ノ法規ヲ以テ經營セラレルコトニナリマシタ以上

ハ、矢張りソレニ相應ハシイ獨自ノ中央金融機關ヲ持チタイ、斯ウ云フヤウナ氣持モ多少アルヤウナ所ガ親ハレルノデアリマスガ、實際問題ト致シマシテハ現在此ノ産業組合中央金庫、市街地信用組合ト云フモノノ取引關係ハ非常ニ密接ニナッテ居リマシテ、之ヲ此ノ際無理ニ引離スト云フコトハ市街地信用組合ニトリマシテモ、非常ニ實際上差支ヲ來タシマスシ、又産業組合中央金庫ニトリマシテモ非常ニ支障ヲ生ズル事項デアリマシテ、是モ此ノ際ト致シマシテハ矢張り從來通り産業組合中央金庫ニ所屬サセテ行クコトニシヨウ、斯ウ云フ意味ヲ以テマシテ此ノ法案ノ第七十八條デゴザイマスガ、是ニ依リマシテ此ノ七十八條ノ規定ニ依リマシテ産業組合中央金庫法ヲ改正致シマシテ、産業組合中央金庫ニハ産業組合トカ、漁業組合トカ、斯ウ云フモノガ其ノ所屬組合トシテ加入出來ルコトニナッテ居リマスガ、此ノ新シイ法律ニ依リ市街地信用組合モ同ジク加入出來ル、斯ウ云フ風ニ中央金庫法ヲ改正スルコトニ致シマシタ譯デアリマス、從來ト變リナク取引關係ガ繼續シテ居ルコトニナッテ居ル譯デゴザイマス

○子爵秋元春朝君 能ク分リマシタ

○村瀬直養君 チョット外ニ御質問ガゴザイマセヌケレバ、今ノ問題ニ關聯シテモウ少シ御伺ヒシタイト思ヒマスガ、第一ハ市街地信用組合ノ系統的ノ金融機關ノ問題デゴザイマスガ、只今モ御話ガゴザイマシタヤウニ産業組合ノ中央金庫ノ所屬組合ト云フ風ニ決メテ居ルノデアリマシテ、同時ニ又實際ニ於テ農業者ノ間ニモ緊密ニ關係ガ存在スルト云フヤウナ事情モオアリニナルガラウト思フノデアリマス、併シナガラ御

話ガゴザイマシタヤウニ今般農業團體法ノ
制定ニ伴ヒマシテ産業組合中央金庫ガ明カ
ニ農林中央金庫ト云フ風ニナツタノデアリマ
スカラ、何等カノ關係ニ於テ矢張り又市街
地信用組合ハ獨立シタ信用組合ニナリマシ
タノデアリマスカラ、只今御話ノヤウニ農
林中央金庫ト云フモノト關聯ヲ保ツテ行クト
云フコトハ理論上ノ點ニ於テモ、ドウカ知ラ
ヌト云フヤウナ氣ガ致シマス、只今御話ノ
獨自ノ中央金融機關ヲ持チタイト云フ御話
デアリマスガ、或ハ斯ウ云フヤウナ點ニ付
テ、商工組合中央金庫ニ所屬セシメルト云フ
ヤウナコトハ考ヘラレヌノデゴザイマセウカ、
サウ云フ風ニシタ方ガ非常ニ宜イノデハナ
イカト云フヤウナ氣ガ致シマス、ソレハ
理論上ノ點ダケデナク、實際上ノ點ニ付キ
マシテモ御承知ノヤウニ、市街地信用組合
ハ預金ガ非常ニ澤山デアリマスルガ、貸出
金ト云フモノハ比較的少クテ、有價證券ニ
投資シテ居ル分ガ多イト云フノデアリマス
ルガ、本來市街地信用組合ハ申ス迄モナク
中小商工業者ヲ中心トシテ居リマスルノデ、
成ルベク其ノ資金ガ中小商工業者ヘリ貸出
ノ方ニ使ハレルノガ適當デアルト云フヤウ
ニ考ヘラレルノデアリマスガ、サウ云フ點
カラ考ヘテ見マシテモ、商工組合中央金庫
ト關係ヲ持ツテ、其ノ方面ニ資金ノ運用ヲス
ルト云フコトガ適當デアルト云フカラウカ、
一方商工組合中央金庫ノ實情ヲ見マス、
預金ガ少クテ貸出ガ非常ニ澤山ニナツテ居
ルト云フ關係デアリマスカラ、預金ガ多クテ
貸出ガ少イト云フ市街地信用組合ト、ソレ
カラ預金ガ少クテ貸出ノ多イ商工組合中央
金庫トノ間ニ、適當ナル關係ヲ保タセルト
云フコトニナリマスレバ、ソレノ機能

ガ十分ニ發揮出來ルノデハナカラウカト、
理論上、又實際上ノ點カラ左様ナ感ジガ致
シマスルガ、其ノ點如何デゴザイマセウカ
○政府委員(阪田泰二君) 只今御尋ノ點デ
ゴザイマスガ、サウ云フ點ニ付キマシテモ
私共一應研究シテ見タノデゴザイマスガ、
現在ノ市街地信用組合ノ業務ノ實情カラ申
シマスルト、商工業者ノ金融ト云フ部門ガ
非常ニ大キナ部門ヲ占メテ居ル、是ハ事實
其ノ通りデゴザイマスルガ、又一方カラ言
フト、商工業者ニ對スル金融ト云フ外ニ、
勤勞生活者、其ノ外諸業ト云フヤウナモノ
ニ屬スルモノガゴザイマスガ、其ノ商工業
者以外ノモノニ對スル金融ト云フモノモ、
相當ノ分量ヲ市街地信用組合ノ事業ノ中デ
占メテ居ル譯デアリマス、又其ノ金融ノ形
カラ申シマスルト、商工組合中央金庫ナリ
或ハ商工組合關係ノ金融ハ、商工業自體ニ
關スル金融、生産トカ配給トカ云フ風ナ部面
ニ關スル金融ノミデアル譯デアリマスガ、
市街地信用組合ノ方ノ金融ハ、同ジ商工業
者ニ對スル金融ト致シマシテモ、生産、配
給トカ云フ部面バカリデナク、消費金融ト
云フ部面モ含シテ居リマシテ、サウ云フ意
味ニ於キマシテ、必ズシモ兩方ノ仕事ノ分
野ガ一致シテ居ルト云フ風ナ譯ニモ考ヘラ
レナイノデアリマス、殊ニ最近ノ市街地信
用組合方面ノ金融ノ趨勢ト言ヒマスカ、色々
情勢ヲ見テ見マスルト、商工業者ニ對スル
金融ノ方ハ、最近ノ中小企業ノ整備トカ云
フヤウナ色々ナ關係モアルト考ヘラレルノ
デアリマスガ、多少貸出モ伸びタイ以前ノ
ヤウナコトハナイト云フ具合ニナツテ來テ居
リマシテ、寧ろ勤勞生活者ニ對スル消費金
融ト云フヤウナ部面ガ多クナツテ來ルノデナ

イカト云フヤウナ傾向モ、多少窺ハレル譯
デアリマス、ソレデ又御話ノ市街地信用組
合ノ方面デハ非常ニ資金ガ餘リ居リマシテ、
商工組合中央金庫ノ方ハ資金ガ不足シテ居
ル、斯ウ云フ關係デアリマスガ、此ノ兩者
ノ關係ダケヲ考マスルト、サウ云フ風ナコ
トニナルノデアリマシテ、兩者ヲ系統機關
トシテ結附ケルト云フコトハ非常ニ適當ナ
コトノ考ヘラレルノデアリマスガ、之ニ付
キマシテモ色々具體的ニ考ヘテ見マスルト、現
在ノ市街地信用組合ガ餘裕金トシ保有シテ
シテ居リマス有價證券、斯ウ云フモノヲ商
工中金ニ對スル預金ニシテ振替ヘル、斯ウ
云フ關係ヲ考ヘマス、市街地信用組合自
體ノ經營ノ採算トカサウ云フ部面ニ於キマ
シテ、又相當考ヘナケレバナラス部面ガ生
ジテ來ル、他方サウ云フ關係ヲ調和スルヤ
ウニ考ヘテ行キマスルト、又商工組合中央
金庫ノ方ノ採算關係ニモ相當問題ガ起ツテ
來ル、斯ウ云フヤウナ問題デアリマス、又
實際問題ト致シマシテ、商工組合中央金庫
ノ支所、或ハ代理所ト申シマスカ、サウ云
フヤウナ事務所網ト市街地信用組合トノ關
係ト云フコトヲ考ヘテ見マス、何レニ致
シマシテモ、今直チニ商工組合中央金庫ト
市街地信用組合ヲ結附ケルト云フコトハ、
實行上相當困難ト考ヘラレルヤウナ點ガア
ル譯デゴザイマス、左様ナ譯デアリマシテ、
私共ノ考ト致シマシテバ、此ノ問題ハ、市
街地信用組合ハ商工業者ヲ對象トスル金融
機關デアリマスカラ、商工組合中央金庫ニ
所屬セシメル、斯ウ云フコトモ一應ノ考デ
アリマスガ、尙全體ト致シマシテ産業組合
中央金庫、或ハ商工組合中央金庫、或ハ其
ノ外庶民金庫、サウ云フ風ナ金融機關ガ色々

アル譯デアリマスガ、サウ云フモノト市
街地信用組合トノ事業ノ分野、或ハ今後ド
ウ云フ風ニ進ンデ行クカ、サウ云フ風ナ關
係等ヲ十分綜合的ニ考ヘ合セマシテ、將來
十分研究シタ上デ、ドウ云フ方向ニ解決ス
ルカト云フコトヲ考ヘテ參リタイト存ジテ
居ル次第デアリマス
○村瀬直養君 只今ノ御説明デ大體分リマ
シタガ、唯市街地信用組合ト云フモノハ勤
勞生活者モアル、勿論サウデゴザイマスガ、
併シナガラ組合員トシマシテハ非常ニ主要
ナ部分ガ商工業者デアリマスルシ、又其ノ方
面ニ貸出シマスル金額モ、消費資金デナク
テ、産業資金ガ非常ニ大部分ヲ占メテ居ル
ト云フヤウナ關係デゴザイマスカラ、其ノ
方面ニ重點ヲ置イテ考ヘルト云フコトハ、十
分考ヘテ宜イノデナカラウカト感ズルノデ
アリマス、尙ソレ等ノ點ニ付テハ只今御話
ガゴザイマシタヤウニ、諸般ノ點ニ互ッテ御
研究ノ結果、適當ナ御處置ヲ願ヒタイト存
ズルノデアリマス、ソレカラモウツ、只
今御質問ノ中ニアッテ御答モアリマシタガ、
法人ノ問題デアリマス、法人ニ付テハ商業
組合、或ハ商業小組合、工業組合、工業小
組合、ソレカラ小規模ノ有限會社ト云フヤ
ウナ御話ガゴザイマシテ、是モ能ク分リマ
シタ、唯問題ハ此ノ商業組合或ハ工業組合、
マア今度商工組合トナルヤウデアリマスガ、
サウ云フモノハ御承知ノヤウニ、商工組合
中央金庫ノ構成員トシテ認メテレテ居ルノ
デアリマス、サウ云フ關係カラシテ市街地
信用組合ニ入ル、兩方ニ繫屬スルト云フコ
トニナリマスルト、市街地信用組合ニ入ル
範圍ヲドノ程度ニ御定メニナリマスカト云
フコトニ依ッテ、色々違ヒマセウガ、其ノ決

メ方ニ依ッテハ市街地信用組合ノ系統ヲ案ッテ、場合ニ依ッテハ無用ノ摩擦ヲ生ズルト云フ風ニ考ヘラレル心配モナイデハナイト思ヒマスルガ、其ノ點ハ如何デコザイマセウカ、ソレカラ是モ矢張り商業組合、工業組合ノ決メ方、所屬シマスル範圍ノ決メ方ニ依ルノデアリマスガ、商業組合、工業組合ト云フノハ今度ノ商工組合法ニ依ッテ施設組合ト統制組合ト云フコトニナッタノデアリマスルガ、其ノ中ノ統制組合ト云フモノハ、一部分ノモノヲ除キマシテハ、大體府縣ノ區域以上ニ互ッテ居ルヤウニ思フノデアリマス、サウ云フヤウナモノガ、偶々事務所ガ特定ノ市街地信用組合ノ地區内ニアル、斯ウ云フ理由デ、無制限ニ市街地信用組合ニ入ルト云フコトニナリマスルノハドウ云フモノデアアラウカト云フヤウナ考モスルノデアリマス、ソコデ市街地信用組合ニ加入致シマスル是等ノ法人ノ範圍ヲモウ少シ具體的ニ考ヘテ見マスルト、ドウ云フコトニナリマスノデゴザイマセウカ、其ノ點ヲ御伺ヒ致シタイト存ジマス

○政府委員(阪田泰二君) 只今御尋ノ點ハ誠ニ御尤ナ點デゴザイマスガ、之ニ付キマシテハ、現在ノ産業組合法ニ基キマスル市街地信用組合ニ商業組合、工業組合等ノ加入ヲ認メテ居ル範圍ト大體同ジヤウニ扱ッテ行キタイト考ヘテ居ルノデアリマスガ、現在ノ取扱ト致シマシテハ、市街地信用組合ハソレノ一定ノ地區ト云フモノガアリマシテ、大體市制施行地或ハ其ノ中ノ一部ヲ地區トシテ居ルノモアリマスガ、サウ云フ地區ガアル譯デアリマスルガ、商業組合、工業組合等ニ付キマシテハ、大體其ノ商業組合、工業組合ノ地區ガ市街地信用組

合ノ地區ノ範圍内ニ含マレルモノ、斯ウ云フモノヲ大體標準ト致シテ居ル譯デゴザイマス、唯商業組合、工業組合等ニ付キマシテハ、偶々郡部ニモ業者ガ一人カ二人アル、斯ウ云フヤウナ場合ニ、地區ガ市ノ地區ヨリ廣イ地區ニナッテ居ル、斯ウ云フヤウナ場合モアリマスルノデ、サウ云フヤウナ場合ニハ例外的ニ、多少商業組合、工業組合ノ地區ノ廣イモノモ市街地信用組合ヘノ加入ヲ認メル、斯ウ云フコトニナッテ居ル譯デアリマス、尙商業組合、工業組合ニ對スル市街地信用組合ノ金融ヲスル額ニ付キマシテモ、餘リ大キナ額ニ上ルコトハ市街地信用組合ノ性質カラ致シマシテモ適當デナイト云フヤウナ見地カラ、大體ソレノ各組合デ決議ヲサセマシテ、五萬圓トカ云ツヤウナ一定ノ金額以上ノ大キナ額ハ一組合ニ對シテ貸付ケナイ、斯ウ云フ風ニ扱ッテ居ル譯デアリマス、商工組合中央金庫ノ方ノ實情カラ言ヒマスルト、商工組合ノ系統機關トシテ大體商工組合ノ金融ハ全部一手ニ受持ッテ行クト云フコトガ、一應ノ建前デアアルト考ヘラレマスガ、現實ノ問題ト致シマシテハ、現在ノ商工中金ノ仕事ノ狀態カラ言ヒマシテ、到底各地ノ極小ノ組合ニ斯ウ云フ風ナ極小ノ金融ヲヤルト云フ所迄手ガ伸ビ難ネマスル實情デアリマスルカラ、斯ウ云フ風ナ程度ノ仕事ハ市街地信用組合ニヤラセテ行ク、斯ウ云フコトデ現在ノ狀態ニ於キマシテモ、十分兩者衝突スル、摩擦ヲ起ス、斯ウ云フコトナクヤッテ行ッテ居ルヤウニ考ヘルノデアリマシテ、今後モ大體斯様ナ方針デ進シテ参リタイト云フ積リデゴザイマス、ソレカラ尙今回此ノ市街地信用組合法案ノ第七十六條デゴザイマ

スカ、之ニ依リマシテ商工組合中央金庫法ヲ改正致シタノデアリマスルガ、是ハ從來商工組合中央金庫ノ代理所ハ、銀行トカ、或ハ工業組合聯合會、商業組合聯合會、斯ウ云フモノガヤリ得ルコトニナッテ居リマシテ、實際問題トシテハ銀行ガ殆ど全部ヤッテ居ッテ譯デアリマスガ、今回市街地信用組合モ此ノ商工中金ノ代理所ヲヤレル、斯ウ云フ風ニ規定ヲ直シマシタ譯デアリマス、之ニ依リマシテ大體、市街地信用組合ガ商工組合中央金庫ノ代理所ト致シマシテ、極小ノサナ斯ウ云フモノニ付キマシテハ自分ノ金融トシテヤッテ行ク、或程度以上ノモノニナリマスレバ、商工組合中央金庫ノ代理所トシテノ資格デヤッテ行ク、斯ウ云フ風ナコトデ商工組合中央金庫ト自ら仕事ノ上ニ結付キガ出來マシテ、圓滑ニヤッテ行クコトガ出來ルデアラウト斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ルヤウナ次第デアリマス、ソレカラ其ノ次ニ御尋ノアリマシタ施設組合ト統制組合トノ關係ノ問題デゴザイマスガ、先程迄ニ申上ゲマシタ所デオ分リ願ッタカト思ヒマスルガ、統制組合ハ大體府縣單位ノヤウナ大キナモノガ主トシテ出來ル見込デアリマスルカラ、斯ウ云フモノガ市街地信用組合ニ加入スルト云フコトハ、先ヅ普通ノ場合ニハ起ラナイデアラウト云フ風ニ豫想シテ居ルヤウナ次第デアリマス

○村瀬直養君 只今ノ御説明デ能ク分リマシタ、其ノ後段ノ點デゴザイマスガ、サウ云フ御趣旨デゴザイマスレバ、能ク其ノ御趣旨ハ分リマシタノデスガ、唯衆議院ノ方ノ質問應答ノ時デゴザイマシタカ、例ヘバ昔商業組合デヤッテ居リマシテ、其ノ後自動車運送事業組合ト云フモノニ變リマシタノデアリマスガ、ア、云フヤウナモノヲ考慮スルト云フヤウナ御話デ、自然統制組合ノヤウナ問題ニ考ヘテ參ッタノデアリマスガ、自動車運送事業組合ト云フノハ、現在アリマスモノハ總テ府縣ノ區域トシテ居ルト、斯ウ云フヤウナ關係ニナッテ居リマスルノデ、只今ノヤウニ組合ノ地域ガ市街地信用組合ノ地區ノ中ニ、多少例外ハアルト致シマシテモ、原則トシテ入ッテ居ルモノダケヲ豫想スルト云フノデアリマスルト、自動車運送事業組合ト云フヤウナモノハ、本來問題ニナリ得ナイヤウナ風ニモ思ハレルノデゴザイマスガ、併シ此ノ點ハ只今御話ノゴザイマシタヤウニ、市街地信用組合ノ中ニ原則トシテ其ノ地區ガ入ッテ参リマスルモノダケヲ豫想スルト云フコトデアリマスレバ、御趣旨ガハッキリ致シマスノデスガ、其ノ點ハ如何デスカ

○政府委員(阪田泰二君) 自動車運送事業組合ニ付キマシテハ、是ハ最初商業組合トシテ事業ヲヤッテ居リマシテ、其ノ後自動車運送事業組合ニ法律ノ改正ニ依リマシテ改組サレタモノガアッタノデアリマスガ、其ノ當時ニ於キマシテハ多少其ノ組合ノ地區モ小サイ、市街地信用組合ノ對象トナリ得ルヤウナモノモアツタカト思ハレルノデアリマスガ、今御話ノヤウニ今回自動車運送事業組合法モ改正サレマスシ、愈々統制組合ト云フヤウナ形ハハッキリシテ参リマシタノデ、今後市街地信用組合ノ金融ノ對象トシテ市街地信用組合ニ加入スルト、斯ウ云フヤウナ結果ニナルモノハ殆ドナイデアラウト云フ風ニ豫想シテ居ルヤウナ次第デアリマス

○村瀬直養君 只今ノ點ハソレデ能ク分リ

デアリマスガ、ア、云フヤウナモノヲ考慮スルト云フヤウナ御話デ、自然統制組合ノヤウナ問題ニ考ヘテ參ッタノデアリマスガ、自動車運送事業組合ト云フノハ、現在アリマスモノハ總テ府縣ノ區域トシテ居ルト、斯ウ云フヤウナ關係ニナッテ居リマスルノデ、只今ノヤウニ組合ノ地域ガ市街地信用組合ノ地區ノ中ニ、多少例外ハアルト致シマシテモ、原則トシテ入ッテ居ルモノダケヲ豫想スルト云フノデアリマスルト、自動車運送事業組合ト云フヤウナモノハ、本來問題ニナリ得ナイヤウナ風ニモ思ハレルノデゴザイマスガ、併シ此ノ點ハ只今御話ノゴザイマシタヤウニ、市街地信用組合ノ中ニ原則トシテ其ノ地區ガ入ッテ参リマスルモノダケヲ豫想スルト云フコトデアリマスレバ、御趣旨ガハッキリ致シマスノデスガ、其ノ點ハ如何デスカ

マシタ、最後ニ有有限會社ノ問題ニ付テチヨッ
ト御伺ヒ致シタイト存ジマス、是モ商工組
合中央金庫ノ方ノ關係的トノ、金庫ト申シマ
スルカ、サウ云フ點カラ御伺ヒテ致シタイ
ト存ジマスノデアリマスガ、御承知ノヤウ
ニ此ノ商工組合中央金庫ノ改正案デ以テ、
商工組合中央金庫ガ有限責任會社等ニ對シ
マシテ融資ヲナスコトガ認メラレテ居ルノ
デアリマス、併シナガラ其ノ認メラスル趣
旨ガ限ラレテ居リマスルノデ、從テ融資
ヲナシ得マスル有有限會社ノ範圍ニ付テモ一
定ノ限定ガアル、御承知ノヤウニ法令又ハ
行政官廳ノ指導幹旋等ニ基イテ、事業ノ統
制ノ必要ニ上テラレタル會社ト云フヤウ
ナモノニ大體限ラレテ居ルヤウデアリマス
シ、又貸出ノ程度モ餘裕金ノ運用ニ依リマ
スル短期ノ貸付ト云フモノモ認メラレテ居
ルト云フニ止マテ居ルノデアリマスガ、是
ハ恐ラクハ他ノ銀行等ノ關係モ御考ニナッ
テス様ニ御制限ニナツタコトト思フノデア
リマス、今般市街地信用組合ニ付テ有有限會
社ニ對シマシテ貸付ヲスル、而モ勅令ヲ以
テ指定ヲスルト云フコトニナリマスル、
本體ノ長期貸付ヲナシ得ルト云フヤウナコ
トニナルノデハナカラウカト思フノデアリ
マスガ、サウナリマスルト、商工組合中央
金庫ニ對スル考ヘ方ト、市街地信用組合ニ
對スル考ヘ方ト、其ノ取扱ヒノ上ニ於テ著
シク均衡ヲ失スルト云フヤウナ感ジガ致ス
ノデアリマスルガ、此ノ點如何デゴザイマ
セウカ、小規模ノ有有限會社ト云フ御話デ
ザイマスガ、大體資本金ニ付テ申シマスル
ト云フト、十萬圓以下ノモノガ殆ド大部分
デアルト云フノデアリマスカラ、實際上ハ大
部分ノ有有限會社ガ認メ方ニ依リマシテ、市

街地信用組合ノ中ニ入ルト云フヤウナコト
ニナルカモ知レナイト云フヤウニ思ハレル
ノデアリマス、サウ云フヤウナ點ニ付テド
ウ云フ風ニ考ヘタラ宜シウゴザイマセウカ
○政府委員(阪田泰二君) 商工中金法ノ改
正ニ於キマシテハ、大體ニ於キマシテ、商
業組合、工業組合等デアリマシテ從來商工
組合中央金庫ニ所屬シテ居リマシタモノト
實質上同様ナ狀態デアリマスニ拘ラズ、有
限會社、統制會社ト云フ形態ニ變リマス爲
ニ、今迄ノ金融ノ道ガ斷タレルト云フヤウ
ナ、斯ウ云フ問題ガアリマスカラ、ソレガ
本ニナリマシテ今回ノヤウナ法律改正ニナッ
テ來タ譯デアリマス、市街地信用組合ニ付キマ
シテモ、商工組合中央金庫トモ其ノ意味ニ
於キマシテハ同様ノ問題ガ一應アル譯デア
リマシテ、信用組合ニ加入シテ居ル個人ガ
法人化シタ場合ニ、今迄ノ金融ガ得ラレナ
クナル、サウ云フヤウナ問題モアリマシテ、
サウ云フヤウナ意味モアリマシテ、市街地
信用組合ニ對スル法人ノ加入ト云フコトヲ
考ヘタ譯デアリマスルガ、併シ又商工組合
中央金庫トハ多少事情ノ異ナル點モアリマ
シテ、商工組合中央金庫ハ組合ノ中央金庫
デアル、斯ウ云フコトガ本來ノ建前トシテ
出來タモノデアリマシテ、組合以外ノ者ニ
對スル金融ト云フコトハ其ノ創設ノ趣旨カ
ラ致シマシテモ、多少、本來ノ業務以外ノ
仕事ニナル、斯ウ云フヤウナコトニナル譯
デアリマス、市街地信用組合ハ其ノ地區内ニ
於ケル中小商工業者ト勤勞生活者、斯ウ云
フモノヲ對象トスル金融機關デアリマスル
カラ、大體ニ於キマシテ個人ノ商工業者ノ
外ニ法人ノ商工業者ニ付キマシテモ、特ニ
之ヲ加入サセルコトガ組合ノ本質ニ反スル

ト云フ風ニ迄考ヘラレナイト思フノデアリ
マシテ、法人デアリマシテモ、個人ノ中小
商工業者ト同程度ニ取扱フテ差支ナイモノ
ハ加入サセテ行ツテモ宜シイノデヤナイカ
ト、斯ウ云フヤウナ見地カラ今回ノ市街地
信用組合ニ對スル、法人ノ加入ノ問題ヲ解
決シテ行キタイト云フ氣持デ居リマスノデ、
其ノ點ハ商工組合中央金庫ノ方トハ多少違
タコトモアルヤウニ考ヘテ居ルノデアリマ
ス、ソレデ只今御話ノ有有限會社等ニハ非常
ニ小サイモノガ多イカラ、決メ方ニ依ッテハ
大抵ノ有有限會社ガ加入出來ルコトニナルノ
デハナイカ、斯ウ云フコトデアリマス、御
話ノ通り有有限會社ハ大體資本金ヲマア決メ
マスト、十萬圓以下ト云フヤウナモノガ殆
ド其ノ大部分ヲ占メテ居ル、斯ウ云フ狀態
デアリマシテ、資本金十萬圓ト云フヤウナ
法人ヲ假リニ決メマスト致シマスルト、殆
ト下全部ノモノガ入ッテシマフ、斯ウ云フ結果
ニ相成リマスルカラ、此ノ市街地信用組合
ニ加入シ得ル有有限會社ノ法人ノ範圍ト云フ
ヤウナ點ニ、十分サウ云フ點ヲ研究致シマ
シテ、本當ニ市街地信用組合ニ加入サシテ
モ差支ナイ、個人營業者ト同程度ト看做サ
レルモノガ加入セシメ得ルヤウニ、規定
ノ仕方等ニ付キマシテモ研究シテ参リタイ
ト、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ル次第デアリマ
ス

○村瀬直義君 私ノ質問ハ是デ終リマシタ
○委員長(男爵深尾隆太郎君) 外ニ御質問
ハアリマセスカ……ソレナラバ今度ハ、次
ハ外貨債處理法案ニ付キマシテ、之ニ對シ
御質疑ヲ願ヒマス……ゴザイマセスケレバ、
次ニ特殊財産資金特別會計法案ニ付テ御質
問ヲ願ヒマス

○政府委員(原口武夫君) 大變恐縮デゴザ
イマスガ、過日岩田サンカラ特殊財産ノ特
別會計法案第十四條之ニ付キマシテ「買入
レタル場合ノ代金タル現金及帝國ノ管理ス
ル敵産タル現金」是ハ書キ分ケテアルケレ
ドモ、同ジク此ノ現金ハ敵産デアアルカラ別
ニ書キ分ケル必要モナイヤウニ思フガドウ
カト云フ、斯ウ云フヤウナ御趣旨ノ御質問
ガゴザイマシタ、私一應御答ヘ致シマシタ
ノデスガ、能ク考ヘテ見マスルト、アノ御
答ハ要點ニ多少觸レテ居リマセス、大變恐
縮デゴザイマスガ、繰返シテ御答ヘ致シタ
イト存ジマス、是ハ何レモ敵産タル現金デ
ゴザイマシテ、簡單ニ敵産タル現金、斯ウ
云フコトニ書キマシテモ文理上ハ宜シイト
存ジマス、何故書キ分ケタカト申シマスル
ト、前段ノ「資金ノ運用トシテ帝國ノ管理ス
ル敵産ヲ買入レタル場合ノ代金タル」モノ、
是ハ實ハ第六條ノ「之ヲ帝國ノ管理スル敵産」
「又ハ勅令ノ定ムルモノ」ニ運用スルコトヲ得、
コ、デ、其ノ帝國ノ管理スル敵産ヲ運用ス
ルト云フコトノ中ニハ、此ノ資金ハ敵産ヲ
買入レル、買入レルコトガ運用デアル、斯
ウ云フ實ハ意味ガ含マッテ居リマス、デ其ノ
點ガハッキリ致シマセヌノデ、此ノ十四條ニ
特別ニ書キ分ケマシテ、第六條ノ資金ノ運
用トシテ敵産ヲ買入タル場合ノ代リ金タル現
金、是ハ代リ金デアリマスカラ、敵産ト相
成リマス、次ニ特ニ書キ分ケマシテ、サウ
シテ後段ノ方ニ「帝國ノ管理スル敵産タル現
金」是ハ過日申上ゲマシタヤウニ、現金トシ
テ今日管理シテ居リマスルモノ、即チ御質
問ガゴザイマシタ敵産タル工場ノ收入金、
斯ウ云フモノハ買入代金デハゴザイマセス、
此ノ後段ノ敵産タル現金、斯ウ云フコトニ

相成リマス、過日ノ御答ヲ補足サレテ戴キ
タイト存ジマス

○委員長(男爵深尾隆太郎君) 之ニ對シテ
ノ御質疑ハゴザイマセヌカ……サウ致シ
マス、日本證券取引所法案外三件ニ對ス
ル全般ノ御質疑ハ終ツタモノト心得テ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(男爵深尾隆太郎君) 尙附加ヘテ
申上ガマスガ、此ノ四法案ノ逐次的審議モ
省略シテ然ルベキモノト思ヒマスガ、御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○子爵秋元春朝君 直チニ討論ニ入ラレム
コトヲ希望致シマス

○委員長(男爵深尾隆太郎君) ソレデハ只
今秋元子爵ノ動議ノ如ク、是ヨリ討論ニ入
リマス

○子爵秋元春朝君 私ハ此ノ四案ヲ一括シ
テ贊成ノ意見ヲ申上ゲタイト思ヒマス、日
本證券、ソレカラ市街地信用組合、外貨債
處理、ソレカラ特殊財産資金特別會計、全
四案トモ誠ニ決戰體制下ニ於ケル極ク必要
ナ立法ダト私ハ存ジテ居ルノデアリマス、
ガ併シ是ハ餘リ理想的ニ走ツデモ、又理論的
ニ走リマシテモ、法文ダケハ出來タトハ言
ヘ、其ノ人、其ノ運用是ガ宜シキヲ得マセスト
案外結果カラ見テ面白クナイヤウナコトモ
起ルノデアリマスカラ、ドウカ一ツ人及ビ
其ノ運用、之ニ付テ政府ニ於カレマシテハ、
十分ナ御注意ヲ善處セラレマシテ、決戰
體制下ニ相應シイ立派ナ效果ヲ擧ゲルヤウ
ニ御盡力アラムコトヲ希望致シマシテ、本
案ニ贊成致シマス

○岩田宙造君 私モ此ノ四法案ニ贊成スル

モノデゴザイマスガ、唯日本證券取引所法
案ニ付テ希望ヲ述ベテ置キタイノデアリマ
ス、ソレハ二點アルノデアリマスガ、其ノ一
ツハ取引所ガ有價證券ノ引受及ビ賣買ヲ自
分ノ業務トシテ爲シ得ルト云フコトニナッ
テ居ルノデアリマスガ、ソレニモ拘ラズ此ノ
證券賣買ノ中心デアル市場ヲ利用スルコト
ハ出來ナイト云フコトニナッテ居ルノデア
リマスガ、此ノ點ニ關係ヲシテ一ツ希望ヲ
申添ヘテ置キタイノデアリマス、本案ノ二
十二條ニ規定シテゴザイマス有價證券ノ
價格ノ安定ノ爲ニ、取引所ガ自カラ市場デ
賣買ヲナシ、又ハ其ノ委託ヲナスコトガ出
來ルト云フコトニナッテ居リマスルノハ、是
ハ屢、論議ノ題目ニナツタヤウデアリマスガ、
是ハ取引所ガ第三者ノ地位ニ立ッテ、有價證
券ノ公正ナ賣買ヲ監督指導スルト云フ取引
所ノ性格カラ見マスルト云フト、是ハ果シ
テ適當デアルカドウカト云フ疑問ハアルカ
ト考ヘマス、併シ此ノ點ニ付キマシテハ、
政府ノ嚴密ナル命令ノ下ニ行ハレル例外モ
アリマス、殊ニ戰時金融庫ガ、サウ云フ
場合ニハ操作ガ出來ルノデアルカラ、ソレ
デ十分事足リルノデハナイカト云フコトハ、
一應考ヘラレマスガ、併シ戰時金融庫ハ
是ハ戰時法デアツテ、恒久法デハナイノデア
リマスルカラ戰爭ガ止メバ戰時金融庫ヲ
利用スルト云フコトハ出來ナクナリマスガ
ラ、從テ此ノ恒久法タル取引所法ニ於テ斯
ナ規定ヲ設ケラレルト云フコトハ必シモ不
適當、不必要トハ考ヘマセヌ、尤モチヨット
政府委員ノ御説明ノ中ニ、是ハ政府ガ命令
スルト云フコトニハナッテ居ルガ、相當廣範

圍ノ自由裁量ヲ取引所ニ任シテ命令ヲサレ
ル豫定デアルカノ如キ御説明ガアリマシタ
ガ、併シ是ガ餘リ廣範圍ニナルト弊害ヲ生ズ
ルノデハナイカト考ヘマスカラ、私ハ是ハ何處
迄モ政府デ嚴密ナル命令ノ下ニ行ハレル特例
デアルト云フ立場ヲ嚴守サレルナラバ、此ノ點
ハ差支ナイト思フノデアリマス、從テ取引所ガ
自ラ自由ニ此ノ市場デ證券ノ賣買ヲスルト云フ
コトハ、是ハドウシテモ取引所ノ本質ニ反
シテ不都合デアルト思フノデアリマスガ、
併シ一方デ今度ノ法律案デハ取引所ガ證券
ノ引受ヲシタリ、賣買ヲスルトコトヲ認メラ
レテ居ルノデアリマスルカラ、此ノ點カラ
考ヘマスト云フト、ドウモ取引所ガ多量ノ
證券ヲ所有スルト云フヤウナコトモ目的上
アリ得ルコトヲ認メテ置キナガラ、之ヲ一
方ニ於テ其ノ主ナル市場デ賣買ガ出來ナイ
ト云フコトハ是ハドウモ其處ニ一ツノ矛盾ガ
アルヤウニ私ハ考ヘルノデアリマス、是ハ
市場デ賣買スルト云フコトハ、サウカト云ッ
テ賣買ヲスルトコトヲ禁ズル、今ノ法案ノ精
神ハソレヲ許サナイト云フノデアリマスガ
ラ、許サナイトシマスト云フト、又一方ニ
於テ此ノ多量ノ有價證券ヲ持ッテ居リナガ
ラ、ソコデ操作シナイト云フコトハ此ノ間
ニドウシテモ矛盾ガアルコトニナリマスガ
ラ、先般政府委員ノ御説明ノ中ニチヨットア
リマシタガ、困リマスト云フト、矢張り其
ノ取引員ニ賣渡シタコトニシテ、サウシテ
取引員ヲシテ市場デ賣買ヲサセルト云フヤ
ウナコトガ自然行ハレテ來ル虞ガ多分ニア
ルヤウニ私ハ考ヘルノデアリマス、即チ表面
取引所ノ賣買デハナイケレドモ、取引員ニ賣
渡シタコト云フ形デ、實質ニ於テハ取引所ガ
取引員ヲ利用スル、自分ノ持ッテ居ル證券ヲ

處分スル、所謂脫法行爲ガ此ノ邊カラ起ル
危險ガ相當ニアルヤウニ思フノデアリマス、
デアリマスカラドウモ茲ニ有價證券ノ引受
賣買ヲ取引所ガスルト云フコトト、サウシ
テ此ノ市場デハ賣買出來ナイト云フコトノ
間ニハ矛盾ガアリマスルノデ、是ハドウモ
取引所ニサウ云フ引受ナリ、有價證券ノ賣
買ヲスルトコトヲ認メラレルト云フコトハ、
是ハ餘程疑問ナコトデアツテ、取引所ノ本來
ノ本質カラ行キマスト云フト、假令市場デ
賣買ハシナクテモ、自分ガ多量ノ有價證券
ヲ所有スルト云フ業務ヲ同時ニ營ムト云フ
コトハ、ソレガ無理デアルノデ、假令其ノ
市場ノ賣買ヲ禁ジテ置キマシテモ、事實上
多量ノ有價證券ヲ持チマスルト云フト、自
然ニ其ノ證券ノ値上リ、値下リト云フモノ
ニ付テ、重大ナ利害關係ヲ持ツコトニナリマ
スカラ、サウ云フ重大ナ利害關係ヲ持ツト云
フコトガ、證券ノ公正ナ賣買ヲ監督指導スル
ト云フ取引所ノ本質ト、ドウモ私ハ相容レ
ナイモノデナイカト思フノデアリマス、從ッ
テ市場ニ於ケル賣買ヲ許セバ固ヨリデアリ
マスガ、假令ソレヲ禁ズルトシテモ、實質上多
量ノ有價證券ヲ持ッテ、其ノ値上リ、値下リニ付
テ利害關係ヲ感ゼザルヲ得ナイヤウナ業務
ヲ併セ行ハシムルト云フコトハ、ドウモ無
理デアツテ、無理デアリマスルカラ、將來ソ
レガ脫法行爲ヲ誘發スルト云フコトニナル虞
ガ多分ニアル、ソレト同時ニ、他ノ觀點カ
ラ見マスルト云フト、少シ時ガ經ツデドウモ自
分デ市場ヲ利用シテ賣買ヲシナイト云フコ
トハ不便デ困ルト云フコトニナリマス、
ドウモ此ノ取引所法ノ解釋上一方ニ於テハ
ソレハ出來ルノデハナイカ、業務トシテ引
受ヤ賣買ヲ許サレタ以上ハ、今迄取引所デ

ヤッデハイケナイト云フ趣旨デヤッデ來タケ
レドモ、法律ノ解釋上ハ差支ナイノデハナ
イカト云フヤウナ、又反面カラ解釋ラシテ、
サウシテ切端詰ツ場合ニハ、此ノ取引所法
ノ精神ニ反シタヤウナ行爲ヲスル危險ナシ
トモ限ラナイト思ウノデアリマス、ソレ等
ハ總テドウモ取引所ガ、賣買當事者ニ對シ
テ第三者ノ公正ナ立場カラ、公正ナ價格ノ
形成ト云フコトヲ本務トシテ居ル本質ト相
容レナイ證券ノ引受ナリ、賣買ナリヲ、業
務トシタト云フ所ニ總テ胚胎スルノデアリ
マスカラ、私ハ是ガ實施サレマシタナラバ、
政府當局ニ於テハ、能ク其ノ邊ノ成績ニ付
テ十分留意サレマシテ、ドウモ面白クナイ
ト云フコトデアリマシタナラバ、適當ナ時
期ニ於テ、又相當ナル改正ノコトヲ考慮サ
レト云フコトヲ豫メ留意サレテ、サウシ
テ將來此ノ成績ヲ見ラレヤウニ願ヒタイ
ト思フノデアリマス、ソレガ一つノ希望デア
リマス、今一ツハ、是ハ簡單デゴザイマスル
ガ、質問ノ際ニモ申上ゲマシタガ、取引員
ノ資格ヲ株式會社ニ限定サレタト云フ點デ
アリマス、是ハドウモ取引員ト云フモノ、
資質ヲ向上サセルト云フ點カラ考ヘマシテ
モ、又政府委員ノ御説明ノ中ニモアリマシ
タヤウニ、取引員ト云フモノハ有價證券ノ賣
買ニ付テハ一つノ專門家デ、「エキスパート」
デアルノダ、又サウ云フ專門家が居ルト云
フコトモ、是ハ有價證券ノ流通ヲ圓滑ニス
ル爲ニハ必要ナコトデアルノデアリマスル
ガ、ソレニハ矢張り個人が取引員トシテ認
メラレルト云フコトデアリマセスト、株式
會社、法人ダト云フゴトニナリマスト、サ
ウ云フ立派ナ專門家が出來ルト云フコト
ニハドウモ妨ゲニナルノデナイカト思ハレ

ルノデアリマス、株式會社デアリマスト、
其ノ代表者、取締役其ノ他ハ時々變リマシ
テ、サウシテ其ノ會社ノ資本サハ立派デア
レバ、其ノ營業者ハ必ズシモ尊敬ヲ受ケル
ヤウナ人デナクテモ、金ヲ持ッデサヘ居レ
バソレデ宜シイト云フヤウナ人ガ其ノ會社
ヲ支配スルコトニナッデ、取引員ノ向上竝ニ
立派ナ「エキスパート」ガ出來ルト云フコ
トニハドウモ不當デハナイカト思ハレル
ノデアリマス、ソレト今一點ハ、是モ質問
中ニ申シタコトデアリマスルガ、假ニ資力
ヲ監督スルト云フ點カラ見マスレバ、是ハ
法人或ハ會社ニシテ置クト云フコトハ、大
變便利デアリマスガ、併シソレニシテモ、
ドウモ株式會社ニ限ラレタト云フコトハ、
是ハ無用ナ制限デアッデ、ドウモ理由ガナ
イト思フノデアリマシテ、尠クトモ有限會
社ハ此ノ中ニ認メラレテ少シモ差支ナイヤ
ウニ思フノデアリマス、是カラ新法ガ施行
サレマスレバドウナルカト云フト、今迄
ヤッデ居ッタ、株式會社ノモノハ別デアリマ
スガ、個人ハ新ニ株式會社ヲ設立シテ、サ
ウシテ其ノ業務ヲ繼續スルト云フコトヲ
ヤルモノダラウト思フノデアリマスガ、サ
ウ云フ際ニ一方ニ於テ輕便ナ有限會社ト
云フ制度ガアルニ拘ラズ、態ニ不便ナ株式
會社ヲ組織シナケレバナラスト云フコトハ、
如何ニモ理由ノナイコトノヤウニ考ヘラレ
マスカラ、此ノ點モドウカ將來ノ情勢ヲ能
ク御覽ニナリマシテ、サウシテ取引員ハ、
法人ト竝ンデ個人ノ取引員モ認メルコトノ
利害、竝ニ法人ニ付キマシテハ、單ニ株式
會社ニ限ラズ、尠クトモ有限會社ハ其ノ資
格ヲ認メルト云フコトノ可否等ニ付キマシ
テ、其ノ積リデ能ク御留意ニナリマシテ、

是亦其ノ結果ガ明カニナリマシタナラバ、
適當ナ改正ヲ行フト云フコトニ答デナイヤ
ウニ希望申上ゲタイト思フノデアリマス、
ソレダケノコトヲ申上ゲマシテ、此ノ案ニ
モ賛成ノ意ヲ表スル次第デアリマス
○委員長(男爵深尾隆太郎君) 外ニ御質問
ゴザイマセスカ、ゴザイマセスケレバ、採
決ニ移リマス、日本證券取引所法案、市街
地信用組合法案、外貨債處理法案、特殊財
產資金特別會計法案、是等ノ四案ヲ一括シ
テ採決ヲ致シタイト思ヒマス、秋元子爵、
岩田委員ノ御意見ノ如ク、是等ノ四法案ヲ
可決スベキモノナリト決定スルコトニ、御
異議ゴザイマセスカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○委員長(男爵深尾隆太郎君) 全會一致、
可決ト認メマス、ソレデハ是デ散會致シ
マス
午後三時九分散會
出席者左ノ如シ
委員長 男爵深尾隆太郎君
副委員長 子爵秋元 春朝君
委員
侯爵中山 輔親君
侯爵四條 隆德君
子爵大岡 忠綱君
子爵舟橋 清賢君
河井 彌八君
男爵前田 勇君
長谷川 赴夫君
村瀬 直養君
男爵水谷川忠鷹君
瀧川 儀作君
下出 民義君
岩田 宙造君

國務大臣		政府委員	
奧 主一郎君	大藏大臣 賀屋 興宣君	大藏次官 谷口 恒二君	大藏省理財局長 田中 豐君
上野喜左衛門君		大藏省外資局長 原口 武夫君	大藏省銀行局長 山際 正道君
田中 都吉君		大藏書記官 松田 一隆君	同 森永貞一郎君
		同 阪田 泰二君	

昭和十八年三月三日印刷

昭和十八年三月四日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局